

平成28年11月4日

境港市長 中村 勝治 様

境港市下水道料金等審議会

会長 細田 智久

公共下水道事業受益者負担金第7負担区の区域及び単位負担金額の決定、並びに温泉汚水に係る公共下水道使用料の新設について（答申）

平成28年10月27日に境港市長から諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 公共下水道事業受益者負担金第7負担区の区域及び単位負担金額については、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 負担区の区域 別紙区域図に示すとおり（総面積209.6ヘクタール）

(2) 単位負担金額 1平方メートル当たり 420円

2. 公共下水道使用料については、温泉による汚水と温泉以外の汚水を区別した使用料体系に改めることとし、以下の表のとおり改定することが適当である。

◇使用料体系（2ヶ月あたり）の改定案

使用料区分		排除汚水量	使用料 消費税抜き	使用料 消費税込み
一般 汚 水	基本使用料	20 m <sup>3</sup> まで	2,600 円	2,808 円
	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> 当たり)	20 m <sup>3</sup> 超～ 40 m <sup>3</sup>	170 円	183.60 円
		40 m <sup>3</sup> 超～ 100 m <sup>3</sup>	192 円	207.36 円
		100 m <sup>3</sup> 超～ 200 m <sup>3</sup>	247 円	266.76 円
		200 m <sup>3</sup> 超～1,000 m <sup>3</sup>	290 円	313.20 円
		1,000 m <sup>3</sup> 超～2,000 m <sup>3</sup>	302 円	326.16 円
		2,000 m <sup>3</sup> 超	313 円	338.04 円
温泉汚水(1 m <sup>3</sup> 当たり)			170 円	183.60 円

備考 1 温泉汚水とは、温泉法（昭和23年法律第125号）に規定する温泉を利用する浴場から排除される温泉による汚水をいう。

2 一般汚水とは、温泉汚水以外の汚水をいう。

# 境港市公共下水道事業受益者負担金負担区域

